第十四条の次に次の一条を加える。

（所得税の軽減又は免除を受ける者の届出書等の提出等の特例）

第十四条の二　次の各号に掲げる書類の提出（以下この条において「届出書等の提出」という。）をする者（以下この条において「届出書等提出者」という。）は、当該届出書等の提出の際に経由すべき源泉徴収義務者等（源泉徴収義務者その他の者（第三十七号又は第三十九号に掲げる届出書の提出にあつては、これらの号に規定する規定の非居住者又は外国法人）をいう。以下この条において同じ。）が特定源泉徴収義務者等に該当する場合には、当該届出書等の提出に代えて、当該源泉徴収義務者等に対し、当該各号に規定する書類（第二号、第四十号、第五十一号、第五十三号、第五十五号、第五十七号及び第五十九号から第七十五号までに規定する書類にあつては、これらの書類のうちこれらの号に規定する規定（当該届出書等の提出をすることを定めるものに限る。）により添付すべき書類を除く。以下この条において「届出書等」という。）に記載すべき事項（以下この条において「届出書等記載事項」という。）を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該届出書等提出者は、その者の氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならないものとし、当該氏名又は名称を明らかにする措置を講じているときは、当該届出書等を当該源泉徴収義務者等に提出したものとみなす。

一　第二条第一項又は第二項の規定によるこれらの規定に規定する届出書の提出

二　第二条第九項の規定による同項に規定する還付請求書の提出

三　第二条第十項の規定による同項に規定する特例届出書の提出

四　第二条第十二項において準用する同条第二項の規定による同項に規定する届出書の提出

五　第二条第十五項（第九条の五第九項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による第二条第十五項に規定する書面の提出

六　第二条の二第一項又は第二項の規定によるこれらの規定に規定する届出書の提出

七　第二条の二第八項の規定による同項に規定する還付請求書の提出

八　第二条の二第九項の規定による同項に規定する特例届出書の提出

九　第二条の二第十一項において準用する同条第二項の規定による同項に規定する届出書の提出

十　第二条の二第十四項（第九条の六第九項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による第二条の二第十四項に規定する書面の提出

十一　第二条の三第一項又は第二項の規定によるこれらの規定に規定する届出書の提出

十二　第二条の三第七項の規定の適用を受ける場合における同条第一項の規定に基づく同条第七項に規定する届出書の提出

十三　第二条の三第八項の規定による同項に規定する特例届出書の提出

十四　第二条の三第十項において準用する同条第二項の規定による同項に規定する届出書の提出

十五　第二条の三第十一項の規定の適用を受ける場合における同条第八項の規定に基づく同条第十一項に規定する特例届出書の提出

十六　第二条の三第十四項（第九条の七第十項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による第二条の三第十四項に規定する書面の提出

十七　第二条の四第一項又は第二項の規定によるこれらの規定に規定する届出書の提出

十八　第二条の四第七項の規定の適用を受ける場合における同条第一項の規定に基づく同条第七項に規定する届出書の提出

十九　第二条の四第八項の規定による同項に規定する特例届出書の提出

二十　第二条の四第十項において準用する同条第二項の規定による同項に規定する届出書の提出

二十一　第二条の四第十一項の規定の適用を受ける場合における同条第八項の規定に基づく同条第十一項に規定する特例届出書の提出

二十二　第二条の四第十四項（第九条の八第十項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による第二条の四第十四項に規定する書面の提出

二十三　第二条の五第一項又は第二項の規定によるこれらの規定に規定する届出書の提出

二十四　第二条の五第七項の規定の適用を受ける場合における同条第一項の規定に基づく同条第七項に規定する届出書の提出

二十五　第二条の五第九項の規定による同項に規定する特例届出書の提出

二十六　第二条の五第十一項において準用する同条第二項の規定による同項に規定する届出書の提出

二十七　第二条の五第十二項の規定の適用を受ける場合における同条第九項の規定に基づく同条第十二項に規定する特例届出書の提出

二十八　第二条の五第十五項（第九条の九第十項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による第二条の五第十五項に規定する書面の提出

二十九　第三条第一項の規定による同項に規定する申請書の提出

三十　第三条第二項の規定による同項に規定する書類の提出

三十一　第三条第三項の規定による同項に規定する届出書の提出

三十二　第三条の四第一項の規定による同項に規定する還付請求書の提出

三十三　第三条の四第四項の規定による同項に規定する還付請求書の提出

三十四　第四条第一項の規定による同項に規定する届出書の提出

三十五　第四条第二項の規定による同項に規定する届出書の提出

三十六　第四条第三項又は第四項の規定によるこれらの規定に規定する届出書の提出

三十七　第四条第五項の規定による同項に規定する届出書の提出

三十八　第四条第八項の規定による同項に規定する還付請求書の提出

三十九　第四条第九項において準用する第二条第二項の規定による同項に規定する届出書の提出

四十　第四条第十一項の規定による同項に規定する還付請求書の提出

四十一　第四条第十二項又は第十三項の規定によるこれらの規定に規定する届出書の提出

四十二　第四条第十五項の規定による同項に規定する還付請求書の提出